

発議第1号

令和7年12月24日

嘉島町議会議長 境野隆文 様

提出者 嘉島町議会議員

森田義太佐

提出者 同 上

川野健一

提出者 同 上

増岡司

提出者 同 上

湯田和浩

提出者 同 上

齊藤進

提出者 同 上

木下ゆ

提出者 同 上

春日公和

町長に対する問責決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項規定により提出します。

問責決議案

町長に対する問責決議

嘉島町議会は、町長の一連の言動が町政の信頼を著しく損ない、町民の負託に応えるべき責務を果たしていないと判断する。

町長は、町政の最高責任者として、町民の福祉の向上と公正な行政運営に努めるべき立場にある。しかしながら、12月定例会においての町長の言動はその責務に反し、議会と執行部の信頼関係を著しく損なうもので、町民を混乱させるものであり、看過することができない。

よって、本議会はここに町長に対し厳重に抗議し、その責任を強く問うものである。町長は速やかに自らの言動を省み、町政運営の改善に努めるべきである。以上決議する。

令和7年12月24日

嘉島町議会

理由書

町長の12月定例会及び近時の言動は、町政の信頼を著しく損なうものであり、議会として看過できない。

1. 令和7年12月11日の定例会における答弁

町長は、議員の給食費一部無償化の予算案の計上がないとの質問に対し、根拠を示さず、給食費一部無償化を令和8年1月から実施するとの答弁を行った。この発言は議会の権威を否定し、町民の代表機関としての議会の役割を軽視するものである。

また、幹部職員との給食費一部無償化に伴う本年度の対応について申し合わせを行ったはずであろう結果と、異にすることが推察でき、この答弁は幹部職員との信頼関係を損なうものと思われる。

2. 令和7年12月2日の第6回学校給食費の無償化問題特別調査委員会における対応

町長は、11月10日、学校給食費等一部無償化概要書による説明会を議会に対し実施し、質問などを受け次回開催日を11月21日に調整し説明会を閉じた。数日後、21日は執行部側が揃わないことにより、12月2日に委員会開催となった。

第6回委員会開催において、11月10日概要説明会の質問事項に対し、回答する立場にありながら、開会するにあたり議会からの出席依頼を行ったにもかかわらず、出席をせず委員会を流会にした。委員会の審議権を著しく侵害し、これにより、町政運営に重大な支障を生じ、町民の負託に応える責務を果たしていない。

3. 令和7年12月議会定例会以後の言動

重点支援交付金事業（案）の説明において、町長は担当課長を同行させ、議員宅に向いた際、12月定例会での給食費一部無償化に伴う予算計上に対する質問について、根拠のない回答をした事への訂正を求めた際、持参した案を認めるなら訂正に応じるとの回答を行うなど、本来、町長の根拠のない言動に対し、問題の認識を自覚せず、論点をすり替えた非常識とも取れる条件を出すなど、町政を預かる者として議会審議を著しく侵害するものである。

以上の事実により、町長の12月定例会及び近時の言動は町政の最高責任者としての資質を疑うものと判断せざるを得ない。議会として強く責任を問う必要があるため、本問責決議案を提出する。